

企画趣旨

—— 性犯罪規定の新時代を迎えて

深町晋也

1 本特集の背景・対象

明治40（1907）年に制定された現行刑法典における性犯罪規定は、その後100年以上に亘って殆ど変更がなされないままであったが、平成29（2017）年改正において、強姦罪が強制性交等罪となり、監護者性交等・わいせつ罪が新設されるなど、一定の改正がなされた。しかし、強制性交等・わいせつ罪には依然として暴行・脅迫が要件とされていることもあり、一方では性暴力の実態を適切に反映しない謙抑的な捜査実務が、他方では処罰範囲の拡張のために条文の文言から乖離した解釈がそれぞれ維持されることとなった。

2017年改正の「積み残し」への批判や、性犯罪を巡る国際的な潮流などを背景として、性犯罪に関する刑事実体法・手続法の改正が必要だとの声が強まった。それを受けて、法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会において多角的な議論がなされ、要綱（骨子）案が法制審議会において採択されて法務大臣に答申された。これを受けた法案が国会で可決され、最終的には、「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」（令和5年法律第66号）及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」（令和5年法律第67号）として公布され、一部を除き、令和5（2023）年7月13日より施行された。

これらの改正法・新法（以下、「本改正」とする）

は、概ね以下の8点にまとめることができる¹⁾。すなわち、①強制わいせつ罪（刑法旧176条）と準強制わいせつ罪（同旧178条1項）、強制性交等罪（同旧177条）と準強制性交等罪（同旧178条2項）がそれぞれ統合され、不同意わいせつ罪（同176条）及び不同意性交等罪（同177条）となり、成立要件の明確化が目指された。②不同意性交等罪における性交等の範囲が拡張した。③性交同意年齢が13歳未満から16歳未満に引き上げられ、同時に13歳以上16歳未満の者につき年齢差要件が導入された。④いわゆる性的グルーミング規定である面会要求等罪が新設された。⑤性犯罪にかかる公訴時効が延長された。⑥被害者等の聴取結果を記録した録音・録画記録媒体に係る証拠能力の特則が新設された。⑦性的姿態の撮影行為及びその画像等の提供行為等に係る罪が新設された。⑧性的姿態の画像等を没収・消去することができる仕組みが導入された。

本特集では、本改正から1年が経過した段階で、改めて本改正の意義につき検討を行う。既に本誌95巻11号においても、「性犯罪改正の分析・評価」と題する小特集が組まれ、施行直後の段階で本改正の検討を行った。本特集は、その後の議論状況²⁾や実務・裁判例の状況等を参照した上で、施行後5年で予定される更なる検討及び必要な場合における「所要の措置」（附則20条1項）を採る際に参照されるべき知見を提供することを目的としている。

1) 佐藤陽子「2023年刑法改正の概要とその意義について」法時95巻11号（2023年）64頁参照。

2) 立案担当者による解説として、浅沼雄介ほか「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律について」曹時76巻1号（2024年）39頁以下及び浅沼雄介ほか「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律について（1）」曹時76巻2号（2024年）465頁以下が公開されている。また、刑事法ジャーナル78号（2023年）においても「性犯罪規定の改正」と題する特集が組まれている。